

渋川市監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和元年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年4月20日

渋川市監査委員 中 澤 康 光

渋川市監査委員 中 澤 広 行

監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象、期間、対象年度等

監査の対象	令和元年度 一般会計、特別会計、水道事業会計		
対象部局等	建設部 水道部	福祉部 危機管理監 議会事務局	総務部 会計課
監査の期間	令和 2年 1月 6日～ 令和 2年 1月28日	令和 2年 2月 3日～ 令和 2年 2月27日	令和 2年 3月 2日～ 令和 2年 3月26日

- 3 監査の事項 財務に関する事務の執行、又は市の経営に係る事業の管理
- 4 監査の方法 あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長等からその事務事業の概要及び執行状況等について、聴取するとともに、関係書類、諸帳簿等を点検し、併せて事務事業を抽出のうえ、関係書類と対比しながら監査を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、又は市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効果的に行われているかなどに重点をおき検証した。

第 2 監査の結果

財務に関する事務の執行状況、又は市の経営に係る事業の管理状況について関係書類を調査した結果、次の事項を除き書類の整備及び事務の処理状況はおおむね適正であった。なお、軽易な事務改善が見受けられた部局については、部局長等に対し指示したので記述を省略した。

1 監査委員の意見

(1) 総務部秘書課

ア 文書の作成について

市長及び随行者の旅費について監査したところ、市長の行動や活動についての文書等はなく、作成していないとのことであった。旅費支出の目的、履行確認ができる文書等は整備されておらず、詳細に監査することはできなかった。

旅費については、住民監査請求やそれに続く住民訴訟においてその妥当性をめぐって、また、情報公開においても審査請求やそれに続く裁判で文書の

公開や存在について、全国で度々争われてきたところである。

市においても文書に関する事務について問題になり、「渋川市行政事務執行の適正化に関する調査委員会」の意見書の中で、手続が行われていないことが指摘されている。

そのような中、市では渋川市公文書等の管理に関する条例を令和元年12月市議会定例会に提出し、可決されたところである。

渋川市公文書等の管理に関する条例第1条では「市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」とし、第5条では「実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」としている。

「知る権利」の保障には、公文書（行政文書）が作成、保管されていないことが前提であり、適正な行政運営を確保する手段として、活動に関する記録を作成、管理し、また、必要に応じて公開し、説明責任が果たせることが重要であると考ええる。

市長の出張は公務であり、どこで誰と会いどのような活動を行ったか、また、担当部局にどのような指示をしたかなどを、市民に開示できるよう文書で作成、保存し、「市政に関する市民の知る権利を尊重」した開かれた行政の実現のために、市長が率先して、適正な事務を執り行われるよう要望する。

イ 大相撲9月場所視察について

二子山部屋赤城合宿所が市内に開所したことにより、市長及び秘書課長が二子山部屋後援会に縁のある企業から大相撲9月場所の視察として招待を受け、公費により旅費の支出を行ったものである。また、観戦費用（枡席代一人当たり約1万円）については、市長交際費や使用料での公費による支出は認められなかった。

今回の監査においては、どのような活動を行ったか記載した文書が存在せず、市ホームページでも二子山部屋表敬訪問とあるだけで観戦したことについての記載はなかった。

監査委員としては、市長の政治倫理や職員の公務員倫理を守り、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いず、市民の疑惑や不信を招くことのないよう公正で透明な行政運営を要望する。